3　総合評価に関する事項

⑴　落札方式

①　入札参加者は「価格」、「技術提案［ＶＥ提案］」及び「施工体制」をもって入札し、次の㋐、㋑の要件に該当する者のうち、⑵「総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

㋐　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

㋑　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）に対して下回らないこと。

②　①において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、当該者にくじを引かせ落札者を決定する。

⑵　総合評価の方法

①　「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、及び「加算点」の最高点を70点とする。

②　「加算点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者のうち、下記㋐の評価項目に対する評価を行い加算点を算出する。また、「施工体制評価点」は下記㋑の評価項目を評価して算出する。なお、「施工体制評価点」の低い者に対しては「加算点」を減ずる場合がある。

㋐　技術提案［ＶＥ提案］の項目として「施工日数の短縮」

㋑　施工体制（施工体制評価点）

③　価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と、「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

④　②㋐、㋑の評価項目について、共通仕様書、特記仕様書及び関係法令を遵守し、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合に標準点（100点）を与え、さらに②㋐の技術提案［ＶＥ提案］及び②㋑の施工体制の内容に応じて、加算点及び施工体制評価点を算出し与える。なお、②㋐の技術提案［ＶＥ提案］を行わない者は、②㋑の内容に応じて、加算点及び施工体制評価点を算出し与える。

⑤　②㋐の「施工日数の短縮」の技術提案［ＶＥ提案］については、予定価格の制限の範囲内で技術提案が妥当と認められた入札参加者の提案した短縮日数に対して加算点を与える。ただし、短縮日数が97日以下の者には加算点を与えない。

加算点は、入札参加者のうち提案された短縮日数が最大の者に70点の加算点を与える。それ以外の提案者については、短縮日数に応じて按分して加算点を与える。ただし、入札参加者のうち提案された短縮日数の最大が365日に満たない場合は、365日を加算点70点として、短縮日数に応じ按分して加算点を与える。

⑶　⑵②㋐の評価基準の詳細は入札説明書による。

⑷　⑵②㋐「施工日数の短縮」について、受注者の責により、履行できなかった場合は、損害賠償請求を行う。この取扱い方法については契約書に記載するものとする。また、併せて当該工事成績評定を５点減ずる。

4　技術提案に関する事項等

⑴　ＶＥ提案の改善（技術対話）　技術対話について、発注者と競争参加者の技術対話を通じて、発注者からＶＥ提案の改善を求め、又は競争参加者に提案を改善する機会を与える。

⑵　設計数量の算出　ＶＥ提案を実施するために必要となる設計数量として、積算体系に沿った工種、種別、細別及び規格に対応する設計数量を記入した数量総括表及び内訳書の提出を求める。

⑶　ＶＥ提案に対する審査内容　ＶＥ提案の審査過程で高度な技術的判断を要する場合は学識経験者等による組織を活用する場合がある。

⑷　見積の提出　ＶＥ提案に対応した設計数量及び見積書を予定価格に反映させるための参考資料として作成し、提出を求める。

ＶＥ提案に対する見積の対象範囲は、入札説明書によるものとするが、提出にあたっては本工事全体について作成するものとする。

5　入札手続等

⑴　担当部局　〒330―9724 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１さいたま新都心合同庁舎２号館17階　関東地方整備局総務部契約課工事契約調整係　電話048―601―3151㈹　内線2525

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法　入札説明書を電子入札システムにより交付する。交付期間は平成26年１月８日から平成26年８月４日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時00分から17時00分まで。

ただし最終日は、９時00分から12時00分までとする。

ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者に対しては、記録媒体（ＣＤ－Ｒ等）を⑴に持参又は郵送もしくは託送（書留郵便等、記録の残るものに限る。）することにより電子データを交付するので、上記⑴にその旨連絡すること。持参による場合は、⑴に記録媒体を持参すること。郵送等による場合は、⑴に記録媒体、返信用の封筒（切手を貼付）、入札参加希望者の連絡先が分かるものを同封すること。受付期間は、平成26年１月８日から平成26年８月４日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時15分から18時00分まで。ただし最終日は、９時15分から12時00分までとする。

⑶　申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

①　ＶＥ提案を除く申請書及び資料の提出期限　平成26年１月８日から平成26年２月10日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時00分から17時00分まで電子入札システムにより提出を行うこと。ただし、発注者の承諾を得た場合は、平成26年１月８日から平成26年２月10日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時15分から18時00分までに上記５⑴へ持参すること。

②　ＶＥ提案及びＶＥ提案に対する設計数量の提出期限　平成26年１月８日から平成26年３月13日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時00分から17時00分まで電子入札システムにより提出を行うこと。ただし、発注者の承諾を得た場合は、平成26年１月８日から平成26年３月13日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時15分から18時00分までに上記５⑴へ持参すること。

③　改善されたＶＥ提案及びＶＥ提案に対する設計数量の提出期限　平成26年５月７日から平成26年６月２日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時00分から17時00分まで電子入札システムにより提出を行うこと。ただし、発注者の承諾を得た場合は、平成26年５月７日から平成26年６月２日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時15分から18時00分までに上記５⑴へ持参すること。

④　ＶＥ提案に対する見積書の提出期間、場所及び方法　技術提案の採否に関する通知において、ＶＥ提案が妥当と認められた競争参加者は、競争参加資格が確認された後から平成26年７月15日までに５⑴に郵送（書留郵便に限る。提出期間内に必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

⑷　歩掛見積参考資料の交付期間、場所及び方法　競争参加資格を有する者に対しては、歩掛見積参考資料を電子入札システムにより交付する。交付期間は平成26年７月７日から平成26年８月４日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時00分から17時00分まで。ただし最終日は、９時00分から12時00分までとする。

ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない競争参加資格を有する者に対しては、記録媒体（ＣＤ－Ｒ等）を⑴に持参又は郵送もしくは託送（書留郵便等、記録が残るものに限る。）することにより電子データを交付するので、上記⑴にその旨連絡すること。持参による場合は、⑴に記録媒体を持参すること。郵送又は託送による場合は、⑴に記録媒体、返信用の封筒（切手を貼付）、競争参加資格を有する者の連絡先が分かるものを同封すること。交付期間は、平成26年７月７日から平成26年８月４日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時15分から18時00分まで。ただし、最終日は、９時15分から12時00分までとする。

⑸　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法　平成26年７月８日から平成26年８月４日まで

〒330―9724 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１さいたま新都心合同庁舎２号館17階

関東地方整備局総務部契約課　電話048―601―3151㈹　郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便等、記録の残るものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。